

討論「特別職、一般職の報酬」

平成二十八年三月

議会での小原議員の反対討論（抜粋）

議案第36号議案（人事院勧告に基づき、特別職の報酬を上げるための条例改正）並びに、第37号議案（人事院勧告に基づき、一般職の報酬を上げる為の条例改正）に反対の立場から討論する。

まず、議案36号に関して、

① アベノミックス政策により、日本経済は、少しは上向いたと言われているが、再び円高の波が押し寄せ、新年から株価の低迷が続いている。一方、法律で決めている消費税の10%への増税、その2%を追加増税の案に対しても慎重論が出ている。

② このような経済状況にあって、民間主導で進められてきた春の賃上げも予想をかなり下回り、民間企業が慎重になってきている。

③ 大阪狭山市の市議会議員報酬は、大阪府内においては市の中で下から2番目であるが、他府県の同じ人口規模の都市（人口5万〜6万人）と比較すると多い（30万円台）。例えば、滋賀県の長浜市（35・6万円）や栗東市（30万円）、米原市（27万円）その他である。

地方分権が進んできている今日、私は以前から、その地域の「身の丈に合った施策」を推進する必要があると主張してきた。本市の状況を判断すれば、首長を含む所謂3役、並びに市議

会議員は率先垂範すべきであり、この条例改正に反対せざるを得ない。

一方、議案第37号に関して

① 現在日本の景気は実感として良くない。未だにデフレ状態から脱却していない。

② 或る統計によると、現在の本市職員の給与水準は府内で7位（全国で117位）であり、府の職員よりも高い。本市は平均給与約42万6千円（平均年齢41・5才）、府職員の平均給与は約41万3千円（平均年齢42・9歳）。

③ また、近隣の都市と比較では、河内長野市は約40万2千円（平均年齢43・1歳）、富田林市は約40万1千円（42・3歳）

本市一般職員の給与水準が高いのは「地域手当」が高いからである。

人事院勧告による本市の地域手当は15%（堺市と同じ）。その勧告に従って本市は、昨年度に10%から11%に上げた。一方、同じような生活・経済圏にある富田林市と河内長野市の地域手当は6%である。今回これを13%に上げようとするものである。

人事院勧告はそれなりの根拠に基づいているのだから、以前から疑問視する者も多い。本市の市議の多くは、国家公務員の為の勧告の準拠を主張するが、私は、人事院勧告であるとしても、地方の実情に合わせるべく、市議会でも審議し、条例とするのが筋であると考え。同じような生活・経済圏にある都市に9%も異なる地域手当を答申する人事院勧告自体がおかし

く、合理性を欠く。

また、政府が決める「地域手当」の等級には「生活保護の地域基準」や「介護保険施設に適用される等級」もある。それによると、本市は河内長野市や富田林市と同じ等級に分類されている。

④ インターネットの「都道府県・市区町村ランキングサイト」（日本☆地域番付）を一度検索し頂きたい。そしてじっくりと本市の全国的なランキングを確認して頂きたい。

そこには、当市の一般職員の給与水準が相対的に高いことが示されている。

本市は小さなまちである。身の丈にあった施策が必要である。

⑤ 今後、ますます少子高齢社会が進み、障がい者福祉、子育て支援など、お金の掛かることが沢山ある。国は一千兆円以上の借金を抱え、地方自治体も大きな赤字を抱えている大変な社会にあって、経済社会動向を注視し、報酬・給与が税金で賄われている公務員（パブリックセクター）であるとの自覚を持って、日々の業務にあたって頂きたいものである。

上記の理由により、今回の提案には賛成出来ない。

尚、本件に関して、議案第36号は市議の全員一致により、否決されたが、一方、第37号に関しては、多数決で可決された。反対議員はさやま維新の会の小原一浩議員、上谷元忠議員を含む三人であった。